建築基準法及び建築士法に関する要望について

構造計算書偽装問題への対応として、改正建築基準法が昨年 6 月に施行され、改正建築士法が本年 11 月(一部規定は来年 1 月及び 5 月)に施行されることとなっております。この改正は建築物及び建築士等に対する国民の信頼を回復させることをねらいとしており、全国の建築士事務所を構成員とする連合会としましてはその必要性を十分理解していますが、一方、業務を実施していく上で大きな課題があると考えています。会員の切なる声を踏まえ、下記のとおり要望事項をまとめましたので、ぜひ実情をご理解していただき、要望の実現にご配慮いただきますよう強くお願い申し上げます。

記

1.ピアチェック (構造計算適合性判定)の対象建築物の高さ、階数等による限定

改正建築基準法ではその対象が、「RC 造で高さ 20m 以上、S 造で 4 階建て以上、その他政令で 定めるもの」とされたが、政省令では高さ、階数に限らず小規模なものも、いわゆるルート 2 以上の構造計算をするものは全て対象となっており、時間的にも経費的にも大きな負担となっ ている。

- ・ピアチェック物件の半数強が2階建て以下。 (以下、日事連による実態アンケート)
- ・ピアチェックの対象物件は非対象の2倍強の審査日数。
- ・ピアチェックを回避するため、構造計算ルート1での設計を志向する建築士事務所が6割 近く。その結果、壁や柱が多くなるなど、使いづらく不経済な設計が増えている。

構造技術者は、設計者としてピアチェック対応に要する設計作業量の大幅な増加に加え、ピアチェック判定員としての業務、さらには学校耐震化(3 年を期限とした時限法)促進のための耐震診断業務、改修設計業務も急増したため、満足な休みも取れないほど忙殺され、これらの構造設計、耐震診断等の業務の体勢が円滑に組めない状況にある。

国では、運用の改善策の一つとしてピアチェックを省略できる図書省略制度の認定を行ってきているが、これらの対応策は現実的にはほとんど実績がなく、効果が見られない。

高さや階数の低い建築物や小規模な建築物などについては、従来どおり確認審査のみで済ませることとし、ピアチェックの対象から除外していただきたい。

2.設備設計一級建築士制度等の円滑な施行

今回の建築士法改正により設備設計一級建築士制度が創設され、一定規模以上の建築物の設備設計には設備設計一級建築士の関与(設計又は法適合確認)が来年5月より義務付けられる。 設備設計一級建築士は、一級建築士として設備設計に5年以上従事した後に専門の講習・考査を 修了した者とされており、この9月に最初の合格者が発表されたが、県別に見ると極めて偏在 している(合格者4名以下が10県)。この業務を担うのは、この中から専業の設備設計事務所に属する合格者に限られ、さらに少数となるため、このままでは設備設計の委託先が見つからないなど設計業務の停滞を来たす地域が生じる可能性が高く、景気後退下にあって、地域の設計活動を担う中堅事務所の死活問題に発展する恐れがあると認識している。

連合会としては、来年 5 月の施行に大きな懸念を持っており、必要な数の資格者が確保されるまでの施行の延期、あるいは設備設計には十分な技術を持つ者と認定され今日まで設備設計業務を実質的に担ってきた約 33,000 人の建築設備士の活用などを含め、制度の円滑な施行のための取組を強くお願いしたい。

3 . 新業務報酬基準告示の実効性確保のための措置の徹底

建築士法の定めにより、建築士事務所が請求できる報酬の基準が建設省告示第 1206 号として 定められており、このたびの法改正に合わせ、昭和 54 年制定以来はじめての全面的見直し作業 が国で進められている。

この報酬基準は、約30年にわたり建築技術の高度化、産業構造の複雑化等が進む中で、実態との乖離が進行している。建築士事務所の業務が適正に行われるためには正当な対価が必要であり、特に法改正により業務量が増大したことから、この基準見直しの成果に大いに期待し、注目している。

しかし、この基準は性格上強制力がないため、現実には基準の6~7割での契約が大方を占めている。連合会では、この基準の実効性の確保が極めて重要であると認識している。

国においては、この基準の見直しを確実に行うとともに、公共建築物の設計業務の発注にあってはこれを遵守する一方、民間等にあっては建築主に広く周知と理解を求めるなど、実効性を確保するための措置を講じ、その徹底をお願いしたい。